

令和4年度(2022年)版 授業料免除等申請のしおり

[A 日本人 大学院学生用]

I 概要

埼玉大学では、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者に対して、選考のうえ授業料免除又は徴収猶予を行っています。希望者は、本しおりを熟読のうえ以下のとおり申請してください。

1. 申請資格

授業料免除又は徴収猶予の申請資格は、本学の大学院生（研究生・科目等履修生を除く）で、授業料を滞納していない者です。なお、留年している者又は最短修業年限を超えている者は申請資格がありません。ただし、下記の①②で示す期間内は、指導教員等の「推薦書」（様式10）がある場合限り申請を行うことができます。

①大学院生（修士課程・博士前期課程）

最短修業年限（2年）を超えた、最初の1年間までの者

②大学院生（博士後期課程）

最短修業年限（3年）を超えた、最初の2年間までの者

「経済の基準」は「別記」のとおりです。

2. 申請方法及び受付期間

申請できる授業料免除等の対象期間は、2022年度授業料の前期のみ、もしくは前後期一括のどちらかです。「授業料免除願 A」でどちらかを選択してください。前後期一括で申請する者は、後期に改めて出願する必要はありません。

なお、秋入学者の最終年次の学生は前期のみの申請しかできません。最短修業年限を超えた場合は、推薦書を添えて後期に改めて申請してください。

免除申請は以下の第一段階申請と第二段階申請を適切に行うことで手続き完了となります。
第二段階申請をしないと審査されず、書類不備者として不許可になります。
受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けませんので必ず期間中に申請してください。

第一段階申請

★2022.1.27追記★ 昨今のコロナ感染状況を鑑み、第一次申請時は原則として **郵送** により提出することとしますのでご協力願います。

「授業料免除願 A」に必要な証明書類等（「必要書類一覧 日本人学生用 A・D共通」を確認のこと）を添え、以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。

受付期間：2022年2月2日(水)～2月16日(水) 最終日消印有効※

※郵送で申請する場合、しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。レターパックライトの品名欄には申請者の学籍番号と“授業料免除申請”と記入してください。

申請の受理証明を送付しますので、返信用封筒(定型郵便で送付できる長3サイズ)に返信先住所と学生氏名を記入し、同封してください。切手は貼り付け不要です。

第二段階申請

第一段階申請を受け付けた方が対象になります。「第二段階申請書」「令和4年度所得・課税証明書（全部事項証明）」及び第一段階の不備書類(該当者のみ)を以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。この期間中は電話での問い合わせには対応できないことでもありますので、質問等は受付期間前に行ってください。

受付期間：2022年6月6日(月)～6月17日(金) 最終日消印有効※

※郵送で第二段階申請を行う場合は、しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。

郵送の場合、受理証明は同封せず、レターパックライトの品名欄に「第二段階申請」と第一段階申請の受理番号を記入してください。

※書類全部が2022年6月6日(月)より前に揃う場合は、その時点で申請しても構いません。

○令和4年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

令和4年度所得・課税証明書（内容が2021年1月～12月分）の発行は2022年1月1日に居住していた市区町村の役所にて5月中旬頃から発行されます（具体的な発行開始日は市区町村によって違います）。原則、第二段階申請で提出していただく所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。

- ① 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- ② 所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認のうえ、申告を行い証明書の発行を受けてください。
- ③ 一人暮らし等でさいたま市に居住しているが住民票を移していない方で、住民票のある市区町村では証明書が発行できなかった場合、さいたま市の方で発行できることがあります。
- ④ 所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。

重要 市区町村の令和4年度所得・課税証明書（全部事項証明）の発行が第二段階申請の受付期間内に間に合わない場合は、**第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類（対象者のみ）、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ（自由様式）を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、以降書類は受理せず書類不備者として審査対象外とします。**

3. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性及び審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出及び第二段階申請の期限を超過した場合の申請者への措置については次のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ただし、上記の場合でも指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に学生支援課奨学支援担当係に相談し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

4. 注意事項

- ① 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。
- ② 免除結果の告知は、前期分8月、後期分12月に行う予定です。
なお、結果が告知されるまで、授業料は納付しないでください。
また、結果が半額免除又は不許可だった場合、前期分は2022年9月末、後期分は2023年3月末までに納付を完了しなければ「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います（前後期一括申請をしている者であっても、前期分が未納の場合、後期は審査されず「不許可」となります）。
- ③ 提出を求められた書類が提出期限までに未提出、もしくは第二段階申請を行わなかった場合、申請内容に虚偽があった場合は不許可になります。
- ④ 授業料免除関連の通知は、Web学生システムで告知します。
- ⑤ 申請書類が事実と異なっていたことが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。

★ Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認をいただくか、モバイル等への転送設定をしておいてください。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

II 授業料免除願の記入要領

「授業料免除願 A (表面・裏面)」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入してください。

1. 共通事項

- (1) ボールペン等を用いて(消えるペンは不可)楷書ではっきり記入してください。間違った箇所は二本線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入してください。修正液等は使用しないでください。
- (2) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。

2. 授業料免除願

- (1) 日付は、授業料免除願を大学に提出する日付を記入してください。
- (2) 申請事由欄は、授業料免除を必要とする事由を具体的かつ詳細に記入してください。
〔記入する事由等〕
ア. 家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経済的な収入が皆無もしくは僅少な場合は、その理由及び生活費の出所等。
イ. 家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等。
ウ. 同一世帯に就業できる年齢であるが、無職又は無収入の者がいる場合、その理由。

3. 家計調書

- (1) 2022年4月1日現在(現状からの予測)の状況を記入してください。
- (2) 2022年4月1日現在において申請時の状況と異なることが明らかで(進学・就職予定等)未確定な箇所の記入は鉛筆を使用してください。
- (3) 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする家族全員(同一生計者)について記入してください。
- (4) ※印は該当する事項を○で囲んでください(該当がない場合は無を○で囲んでください)。
- (5) 「就学者を除く家族」について
 - ① 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
 - ② 「給与収入等、年金、及びその他の所得欄については、2021年1月から12月分の収入・所得を下記に従い区分し、区分ごとの合計額(千円未満を切り捨て)を記入してください。課税収入(所得)・非課税収入(所得)の区別はありません。

区 分	所得の種類
給与収入等	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金 等
年 金	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給 等
その他の所得	農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得(利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金等)

(注) 給与収入・年金は源泉徴収票等の支払金額を用いること。

その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額を用いること。

- (6) 「就学者」について
 - ① 本人を除き同一生計の家族の中に就学者(2022年度進学予定も含む)がいる場合に記入してください。ただし、未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
 - ② 在学学校名・学年欄は、国・公・私立別を明記し、2022年4月時点の学校名、学年を記入してください。
 - ③ 2021年度授業料免除実施状況欄は、就学者が大学・専門学生等の場合、又は国立の高専に在学する場合のみ記入してください。
 - ④ 2022年4月より新たに就学する者で進学する学校が確定していない者については、在学学校名欄に鉛筆で“(高校、大学等)進学予定”と記入してください。
- (7) 「本人の収入」について
 - ① 給付奨学金欄には、**2021年4月から2022年3月**(予定を含む)までに受給した奨学金をもれなく記入してください。

- ② アルバイトを含む収入欄は、2021年1月から12月分について記入してください。長期・短期・在職中・退職済等を問わずアルバイトをした場合は「有」を○で囲み、収入額（源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計））を記入してください。なお本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。

(8) 特殊事情について

- ① 臨時所得欄は、2021年4月から2022年3月の間（予定を含む）に該当する所得があった場合必ず記入してください。
- ② ひとり親世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付し、申立書（様式6）及び申立書（様式6）に指定されている添付書類を提出してください。
- ③ 障害者に該当する者は、次のとおりです。
- (ア) 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者
 - (イ) 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者
 - (ウ) 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者
 - (エ) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者
 - (オ) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- ④ 長期療養者に該当する者は、申請時現在で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められる者です。
- ⑤ 家計支持者別居欄は、主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合で、別居のために特別な支出を要する場合が該当となります。
- ⑥ 災害関係欄は、申請時まで、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があり、将来長期（2年以上）にわたり支出増又は入減になる場合が該当します。「**罹災証明書**」を提出願います。東日本大震災等で被災した世帯も該当します。
- ⑦ 独立世帯に該当する者は、以下の条件を満たした人です。
- ◎ 父母等と別居し、住民票に学生本人しか記載されていないこと
 - ◎ 父母等に扶養されていない、かつ、自身の被保険者としての健康保険証を有していること
 - ◎ 収入が103万円以上であること（昨年勤めていた職場を退職し本学に入学した学生は除く）
 - ◎ 昨年独立生計を営んだ実績があること（日本学術振興会採用者は除く）

別記 授業料免除又は徴収猶予に関する経済の基準

1. 経済の基準（免除基準）

申請者と同一生計の家族の昨年の総収入金額（臨時所得及び本人の奨学金等を含む）から判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として〔4人世帯で家族構成が、父（所得者）・母（無職）・本人（自宅通学・奨学金なし）・弟（公立高校生・自宅通学）とした場合〕の例を示します。

	大学院(修士・博士前期)	大学院(博士後期)
父が給与所得者	689万円以下	832万円以下
父が事業所得者	431万円以下	574万円以下

なお、独立生計者については、本人（配偶者を含む）の総所得金額により判定します。

2. 注意事項

- ・前後期一括申請であっても、審査は前期、後期と分けて行われます。そのため、前期と後期の結果は同じになるとは限りません。
- ・免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を満たしていても必ずしも毎回許可が得られるとは限りません。

《問い合わせ・提出先》

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

住 所：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号：048-858-3033

平 日： 8：45～12：15、13：15～16：45

令和4年度(2022年度) 授業料免除願

埼玉大学長殿

年 月 日

研究科

学籍番号

出願者氏名

保証人氏名

出願者電話番号(自宅)

()

(携帯電話)

()

〒 -

出願者住所

私は下記の理由により出願しますので、授業料免除を御許可くださるようお願いいたします。本申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。なお、大学が定めた期限を超過した場合や提出書類に虚偽が発覚した場合、審査対象から除外されても異存ありません。

記

申請事由

出願時記入不要

- 2022年度前期分の申請を辞退します。 辞退日(月 日) 署名()
- 2022年度後期分の申請を辞退します。 辞退日(月 日) 署名()

家計調書 [大学院生用]

2022 年度前期分・後期分を一括申請します。

2022 年度前期分のみ申請します。

注意：「授業料免除等申請のしおり [A 日本人大学院生用]」の「授業料免除願の記入要領」に従い正確に記入してください。

※印はいずれかを○で囲んでください。

2022 年 4 月 1 日現在

本人	所属	学籍番号	フリガナ		入学年度	学年		
	研究科		氏 名		年度	年次		
	通学別 ※ 自宅 自宅外	2021 年度 前期授業料免除状況 ※全額免除・半額免除・一部免・申請無 2021 年度 後期授業料免除状況 ※成績優秀者全額免除・全額免除・半額免除・一部免・申請無						
就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職年数	給与収入等	年金(障害・遺族含む)	その他の所得
	父		才		年 月	千円	千円	千円
	母		才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円
就学者	続柄	氏 名	年齢	在学学校名	学年	通学区分	2021 年度授業料免除状況	
			才	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			才	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			才	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			才	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無

(本人を含む)世帯人数: 人 (申請者本人が実家を離れ一人暮らしをしている場合も、生計を同一にする家族全員の人数を記入)

本人の収入	2021/4/1 ~ 2022/3/31 に受給した給付奨学金	有・無 ※	日本学生支援機構 給付奨学金	支援区分:2021 年度前期()区分	2021 年度後期()区分	給付年額	千円
	給付奨学金	有・無 ※	その他の給付奨学金 (留学も含む)	名称()		給付年額	千円
				名称()		給付年額	千円
	アルバイトを含む収入	有・無 ※	有の場合 2021/1~2021/12 の収入額の合計				円

臨時所得	有・無 ※	有の場合 所得の種類(※退職金・保険金・資産譲渡等) 所得の種類や金額の分かる証明書(写)を添付してください。 続柄() 年月日(年 月 日受領) 金額 円
ひとり親世帯	有・無 ※	有の場合 ひとり親世帯申立書(様式 6)を添付してください。
障害者	有・無 ※	障害者手帳(写)および障害者年金通知書(写)を添付してください。
長期療養者	有・無 ※	有の場合 続柄() 長期療養者に係る医療費支出調書(様式 7)を添付してください。
家計支持者単身赴任別居	有・無 ※	有の場合 単身赴任別居に伴う支出調書(様式 8)を添付してください。
災害関係	有・無 ※	有の場合 罹災証明書を添付してください。

※有無が問われている項目について、該当がない場合は必ず無に○をするようお願いします。

必要書類一覧兼チェック用紙 日本人学生用 A・D共通

同一生計の家族に関して、[1]に指定する書類を第一段階申請時に提出してください。[2]に指定する書類は、第二段階申請時に提出してください。各種書類に「マイナンバー」の記載は不要です。記載がある場合は消去してから提出してください。

この他にも特別な事情により別途提出いただく書類が発生する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

[1] 第一段階申請に提出する書類

必ず提出する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願 A」 ※授業料免除願（表面）・家計調書（裏面）を両面印刷（長辺とじ）、又は表面・裏面を糊付けしたもの。	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	郵送で申請する場合は、返信先住所と学生氏名を記入した返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ、切手は不要）	
同一生計の家族全員	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行された『世帯全員』という表記がある「住民票」（原本）	市区町村役場

本人にかかる書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
独立生計者	<input type="checkbox"/>	「収入・支出状況等報告書（様式1）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	「本人の収入状況報告書（様式2）」 ※2021年に収入があった場合は、該当する全ての「源泉徴収票（写）」を添付してください。短期間のもの、既に辞めたアルバイト分も必要です。	
	<input type="checkbox"/>	「健康保険被保険者証本人（被保険者（写）」	
留年している者又は最短修業年限を超えている者	<input type="checkbox"/>	「推薦書（様式10）」 左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすこと、及び推薦書（様式10）の提出が必要です。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	奨学支援担当HP 及び 指導教員等
学部生で緩和措置に出願する者	<input type="checkbox"/>	高等教育の修学支援制度における日本学生支援機構 給付奨学金の“ <u>適格認定（家計）</u> ”後の支援区分（ <u>2021年10月以降の支援区分</u> ）が確認できるページをスカラネットパーソナルで印刷したもの。	スカラネットパーソナル
日本学生支援機構以外の給付奨学金を受給している者	<input type="checkbox"/>	奨学生証、採用決定通知等で奨学金の団体名、給付金額と受給期間が分かる書類（写） 上記の証明書類が提出できない場合は、「奨学金受給状況報告書（様式3-2）」	奨学金団体等 又は 奨学金支援係HP

本人を除く世帯員のうち、就学している者にかかる書類：配偶者、本人の兄弟姉妹で、就学している者

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
高校生	<input type="checkbox"/>	「在学証明書」	在学学校
各種学校・専修学校生	<input type="checkbox"/>	※有効期限の記載があれば「学生証（写）」でも可。	
公立・私立大学生	<input type="checkbox"/>	※兄弟等が2022年4月に新入生の場合は、4月1日以降発行の証明を第二段階申請時に提出してください。	
国立高等専門学校生	<input type="checkbox"/>	「授業料免除状況等証明書（様式4）」 ※兄弟等が2022年4月に新入生の場合は、4月1日以降発行の証明を第二段階申請時に提出してください。	奨学支援担当HP
国立大学生	<input type="checkbox"/>	※在学学校にて証明を受けること	
自宅浪人・予備校生	<input type="checkbox"/>	第二段階申請時に、「令和4年度所得・課税証明書」が必要	
中学生以下	<input type="checkbox"/>	証明書提出不要	

以下に該当する場合は必ず書類を提出すること。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2021/1/1 ~ 2022/3/31 に、 正社員を中途退職した者	<input type="checkbox"/>	「退職に関する証明書（様式5）」、退職金の支給があった場合「退職金の源泉徴収票（写）」でも可。 ※退職予定の場合、退職後に証明を受けること。 ※退職金の支給が無い場合でも必要です。	奨学支援担当HP
2021 年中に受給があった者 (出願時点で受給が終了しているものも含む)	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
雇用保険（失業手当金）受給者	<input type="checkbox"/>	[雇用保険受給証明書（写）]、又は受給総額のわかる「雇用保険受給資格者証（写）」（両面の写）	ハローワーク
高年齢雇用継続給付金受給者	<input type="checkbox"/>	2021 年分全ての「高年齢雇用継続給付支給決定通知書（写）」	ハローワーク
傷病手当受給者	<input type="checkbox"/>	2021 年分全ての「傷病手当金受給証明書（写）」	健康保険組合
生活保護受給者	<input type="checkbox"/>	2021 年分全ての「生活保護決定（変更）通知書（写）」 ※扶助金額が記載されているもの。	社会福祉事務所
児童扶養手当受給者	<input type="checkbox"/>	「児童扶養手当証書（写）」	市区町村役場
遺族年金受給者（父・母・祖父・祖母等。配偶者と死別している者）	<input type="checkbox"/>	最新の「遺族年金額改訂通知書（写）」又は「遺族年金振込通知書（写）」	年金支払者

その他の書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
ひとり親世帯の場合	<input type="checkbox"/>	「ひとり親世帯申立書（様式6）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯であることを確認できる書類	書類により異なる
障害者がいる場合	<input type="checkbox"/>	都道府県等が発行した「障害者手帳（写）」もしくは「療育手帳（写）」及び最新の「障害年金支払通知書（写）」もしくは「特別児童扶養手当証書（写）」 ※障害年金・特別児童扶養手当を受給していない場合は、未受給の申立書（任意様式）を添付してください。	市区町村役場
長期療養者がいる場合 ※申請時現在で6ヶ月以上療養中、あるいは療養が必要な者	<input type="checkbox"/>	「長期療養者に係る医療費支出調書（様式7）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	「医師の診断書（※1）」 ※1 様式7の裏面に医師の証明があれば不要。	医療機関
	<input type="checkbox"/>	「医療費の領収書（写）（※2）」 ※2 様式7の裏面で金額が証明されていない場合、又はその他院外処方等の負担がある場合、もしくはその両方の場合は必要。	医療機関
家計支持者が単身赴任中の場合	<input type="checkbox"/>	「家計支持者単身赴任に伴う支出調書（様式8）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	単身赴任に係る家賃・光熱水量の領収書（写）	単身赴任者
被災者の場合	<input type="checkbox"/>	「罹災証明書」	市区町村役場

※なお、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

[2] 第二段階申請時に提出する書類（第一段階申請をした学生のみ対象）

第二段階申請をしないと審査されず、免除もしくは猶予となりませんので、ご注意ください。

提出期間は2022年6月6日から2022年6月17日です。期限超過後はいかなる理由があっても受理しません。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人	<input type="checkbox"/>	「令和4年度授業料免除第二段階申請書」（様式9）	奨学支援担当HP
申請者本人 及び 同一生計の家族全員 ※未就学児及び本人を除く就 学者は不要 ※自宅浪人、予備校生は必要	<input type="checkbox"/>	「令和4年度所得・課税証明書」（内容は2021年分のもの）（原本） ※所得・課税証明書は全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの） もしくは収入・所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税額しか 証明されない場合は、「令和4年度所得証明書」（内容は2021年分のもの） と併せてご提出ください。 ※令和3年度課税証明書を誤って提出しないようくれぐれもご注意願 います。	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	海外勤務者の場合、所属の会社に1年間（内容が2021年分のもの） の収入証明を円表記で作成してもらいご提出ください。	所属の会社
第一段階申請で不備書類 を指摘された方	<input type="checkbox"/>	第一段階申請で不備とされた書類 申請時にお渡しした受理票を確認してください。	

提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、期間の指定があるもの以外は最新のを提出してください。
- **令和4年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）**
令和4年度所得・課税証明書（内容が2021年分のもの）の発行は原則2022年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。
- **市区町村の令和4年度所得・課税証明書（全部事項証明）の発行が第二段階申請の受付期間内に間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類（対象者のみ）、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ（自由様式）を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、不備書類として選考から除外します。**
- 不明な点は、事前に学生支援課奨学支援担当係に確認してください。